耕作放棄地の解消を支援します！

小田原市では、市内の耕作放棄地を解消するため、農家や農業者団体が、耕作放棄地である農地に賃借権又は使用貸借による権利の設定等を受けて整地等を行った場合、その事業費を補助しています。
今年度行う解消事業については、完了が令和９年（2027 年）３月までとなります。
予算に限りがありますので、ご興味のある方は、市農政課までお早めにご連絡ください！

● 耕作放棄地解消事業費補助金の要件について

１. 補助対象者

耕作放棄地の解消を行う農業者、農業者組織、JA などで、再生された農地を5か年以上継続して耕作する見込みがある方。

※耕作放棄地所有者の親族や、親族を含む団体は補助対象ですが、所有者本人および本人が参加する団体は対象になりません。

２. 補助対象となる農地

・賃借権又は使用貸借による権利の設定等がされている農業振興地域内の農地であって、１申請当たり5a 以上のまとまった農地が１箇所はあること。
・１申請当たりの補助対象面積が50a 以下であること。
・小田原市農業委員会等が遊休農地と判断する農地。

３. 補助対象事業

障害物除去、深耕、整地、肥料・有機質資材の投入および緑肥作物の栽培等の土壌改良。

４. 補助金額

	認定新規就農者	・認定農業者 ・農業経営士 ・新規就農者※	左記を除く農業者
5aあたり補助金額 （自分で解消した場合）	２．５万円	２．５万円	２．５万円
5aあたり補助率 （業者に委託した場合）	９／１０	１／２	１／３
１申請あたりの上限額	４０万円	２５万円	２５万円

※新たに営農を開始するため、賃借権又は使用貸借による権利の設定等により初めて農地を借りる者

５. 申請書類

補助金交付申請書、耕作放棄地再生利用実施計画　他

小田原市経済部農政課農林業振興係　TEL　0465-33-1495